

遺言書の作成と事業承継

会社のための遺言 ～社長の“ハッピーリタイア”のために

第2回 公正証書遺言の作成

田幡 FP・行政書士事務所 所長 田幡 悦子

前回は遺言相続と法定相続について解説しましたが、今回は実際に遺言書の作成について取り上げます。中小企業白書2006年版によれば、中小企業経営者の引退希望年齢は平均64.5歳、また別の調査では「引退予想年齢」の平均が67歳ともいわれており、ここ10年がまさに引退のピークの時期であることが解ります。

そこで問題となる事業承継について、まだ社員や家族の信頼を一身に受け、どこから見てもバリバリの現経営者にとっては、遠い将来の話と思われがちで、実際、同族会社等における事業承継は、「社長の死」を想起させるようなテーマであり、家族内でも正面から取り上げて議論することが憚れ、金融機関などの債権者も、積極的に事業承継計画の策定を求めるといったことはあまりないようです。しかしながらバリバリの今のうちにこうした経営課題を直視し、今後の人生設計を立てることでこそハッピーリタイア（幸せな引退）が実現するはずで、そのための第一歩として、まずは「社長の遺言」を作ってみてはいかがでしょうか。

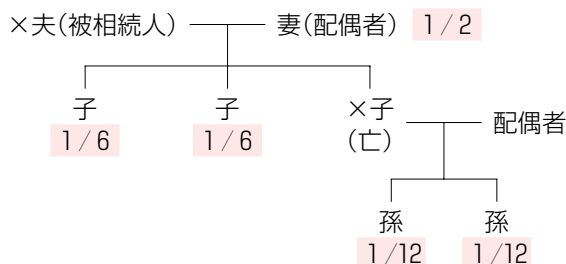
1. 相続の順位と法定相続分

相続人の範囲と法定相続分・遺留分（図表1）

相続人		法定相続分	遺留分
配偶者と子 (または孫) がいる場合	配偶者	1/2	1/4
	子 (または孫)	1/2	1/4
	複数の場合人数分に分ける		
配偶者と父母 (または祖父母) がいる場合	配偶者	2/3	1/3
	父母 (または祖父母)	1/3	1/6
	複数の場合人数分に分ける		
配偶者と兄弟姉妹 (または甥姪) がいる場合	配偶者	3/4	1/2
	兄弟姉妹 (または甥姪)	1/4	なし
	複数の場合人数分に分ける		
配偶者のみ		全部	1/2
子(または孫)のみ		全部	1/2
父母(または祖父母)のみ		全部	1/3
兄弟姉妹(または甥姪)のみ		全部	なし

【具体例】

相続人が妻と子と孫の場合の相続分（遺留分はその半分）



- 妻 1/2
- 子 子1人の相続分
(子の相続分は均等です)
 $1/2 \times 1/3 = 1/6$
- 孫 (子が先に死亡しているときは、孫が代襲相続人となります。)

上記のように配偶者は常に相続人となり、相続人は配偶者+血族の2つに分かれます。オーナー社長の後継者は配偶者よりもまず、第一順位の「子」とする選択が考えられますので、嫁に行った娘も、養子として入った子も同じ相続権を持ち、その人数によって頭割りされます。またこのうちの子が既に死亡していて、その子（つまり孫）が子に代わって相続人になります。

（代襲相続）

こうしてみると自分の子供が複数のときはそのうちの一人を後継者に決め、時間をかけて経営者としての力量を身に付けてもらうと同時に、後継者の経営支配権を確かなものとするために、社長の相続財産の対象となる自社株や自社ビルなどの不動産を後継者に集中させる必要があります。日頃から仲の良い家族だからと遺言も遺さず、亡くなってしまった場合、それこそ相続から「争続」へと発展しかねません。従って、円滑な事業承継のために前回解説したように遺言書のなかで最も有効と考えられる公正証書遺言を作成する必要があります。

2. 公正証書遺言作成の準備

公正証書遺言とは遺言の作成について法律の専門家である公証人が関与する方式です。このため、法的に遺言の条件を満たさないなどの理由で、せっかく作成した遺言書が無効になるという心配は通常ありません。また、遺言書の原本は公証人が保管するため遺言書が偽造・紛失等の心配もありません。

そもそも公正証書遺言の作成とは

1. 証人2人以上の立会
2. 遺言者が遺言の内容を公証人に口述
3. 公証人がその口述を筆記して、遺言者と証人に読み聞かせる
4. 遺言者と証人が、筆記の正確なことを承認した後、署名・押印
5. 公証人が以上1.～4.の方式に従ったものであることを付記して署名・押印

という手順です。イメージからして面倒なことと思われがちですが、要するに遺言者は遺言の趣旨を公証人に口述すれば、あとは専門家である公証人が法律的な表現や不動産の地番など確認のうえ補ってくれます。また遺言作成の準備段階から各種証明書類の取得依頼も含めて弁護士などの法律の専門家に相談するという方法もありますので、最初からこれらの専門家等を通じて直接公証人に確認してもらい、口述当日には既に書類が完成しており、あとは署名押印だけということもできます。勿論、内容の不備等自分で入念に確認し、納得のいくまで自ら何度も足を運んで完成させるという方法もあります。

作成までの一般的な手順は以下①～⑨のようになります。

①相続人の決定

自身の戸籍謄本・除籍謄本、改製原戸籍謄本等相続関係を示す書類→市町村役場で取得

②資産の調査・特定

銀行預金については、支店名・口座番号等で対象を特定します。不動産については登記簿謄本（登記事項証明書）を取得し、あわせて公証人の費用算出の根拠となる固定資産税の評価証明書を取得します。

③上記①と②を参考に原案の作成

④原案の専門家によるチェック

⑤公証役場での証人（2名）の決定

証人は法律（民法974条）によってなることができない人を規定しており、これに該当する人が証人となって作成した遺言書は無効となってしまいますので、事前から相談している専門

主な相続財産リストの作成例（図表2）

種 類	内 容	保管先・必要事項等
金 融 資 産	現金	保管場所
	預貯金・信託口座	金融機関
	株式	銘柄
	投資信託・債券など	金融機関・預け先
不 動 産	土地	所在
	建物	所在
その他の財産	会員権	ゴルフ・別荘
	貴金属・骨董品	保管場所・鑑定書、査定書
	各種保険・自動車	保険証券・車検証
債 務	借入（消費貸借契約）	債権者（金融機関）・返済計画表
生前贈与	贈与資産の内容	贈与した相手
継続中の訴訟	貸金返還請求・交通事故損害賠償請求訴訟等	訴訟手続の受継申立て

家や公証役場へ依頼するのが一般的です。

〈証人となることができない人〉

1. 未成年者
2. 推定相続人（ある人が死亡した場合、その人の財産を相続することが推定される人）、受遺者（遺言によって財産の贈与を受ける人）及びその配偶者並びに直系血族
3. 公証人の配偶者、4親等内の親族、書記及び使用人

知人や相談した専門家などに依頼しても証人となってくれる人が見つからない場合は、公証役場で手配してもらえます。この場合は別途費用（1人1万円程度）がかかりますが、知人や親戚に証人を依頼した場合、証人から遺言の内容が漏れる可能性がありますので、第三者の方がベターです。

⑥公証役場への予約 以下の確認資料が必要

- (1)遺言者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内） 1通→市町村役場で取得
- (2)遺言者と相続人との続柄がわかる戸籍謄本 1通→市町村役場で取得
- (3)遺言で財産を相続人以外の人に遺贈する場合には、その人の住民票
- (4)遺贈し又は相続させる財産が
 - ア、不動産の場合には、土地・建物の登記簿謄本及びこの固定資産評価証明書→物件のある法務局・市町村役場の税務課で取得
 - イ、不動産以外の財産（預貯金・株式等）の場合はそれらを記載したメモ等

⑦公証役場での確認及び署名

遺言者：必要書類と実印

証 人：免許証など身分証明書（住所・氏名・生年月日・職業）と認印を持参

また病気等で実際に公証役場へ行けない場合は、別途費用がかかりますが、出張もできます。私も公正証書遺言作成のご相談や公証役場からの立会依頼などを経験する中で、歩行困難、高齢等によるご自宅での口述や重篤な状態での病院の立会などの場に接し、毎回重い責任を感じると同時に厳粛な気持ちにさせられ、改めて公正証書遺言の重要性を痛感します。

⑧公正証書遺言の正本、謄本の受理と費用の支払い

財産額等により手数料が異なります。

公正証書遺言の作成手数料は、遺言により相続させ又は遺贈する財産の価額を目的価額として計算します。前回レポート中の図表4を基に計算します。遺言は、相続人・受遺者ごとに別個の法律行為になります。数人に対する贈与契約が1通の公正証書に記載された場合と同じ扱いとなり、各相続人・各受遺者ごとに、相続させ又は遺贈する財産の価額により目的価額を算出し、それぞれの手数料を算定し、その合計額がその証書の手数料の額となります。

計算例：総額1億円の財産の場合

例(1) 妻1人に相続させる場合：作成手数料43,000円

例(2) 妻に6000万円、長男に4000万円の財産を相続させる場合：

妻の作成手数料：43,000円、長男の作成手数料：29,000円 合計72,000円

ただし、手数料令19条は、遺言加算という特別の手数料を定めており、1通の公正証書遺言における目的価額の合計額が1億円までの場合は、11,000円を加算すると規定しているため、例(1)では 43,000円 + 11,000円 = 54,000円、例(2)では 72,000円 + 11,000円 = 83,000円（これが実際の手数料となります。）

その他祭祀の主宰者の指定は、一律11,000円となっています。

⑨正本と謄本は、遺言者、遺言執行者、推定相続人、受遺者等にて保管

3. 公正証書遺言の作成例

実際にオーナー社長が自身の子供に会社を継がせる場合の公正証書遺言はどこに注意を払えば良いのか、特にこのテーマに絞って留意点を考えたいと思います。

図表3の作成例では、オーナー社長の武蔵野太郎さんが長男である一郎さんを後継者として託す内容ですが、ここで留意すべき主な点は

(1)他の相続人への遺留分に配慮

公正証書遺言の内容が記載例のように他の相続人の遺留分を侵害している場合、侵害された相続人は、その範囲で遺留分の減殺請求（前回レポート中の図表1用語解説参照）ができます。この場合は遺産の一部を返却するか、その価額の弁償をしなければなりませんので、事業以外の資産を他の相続人に相続させたり、こうした資産がない場合は、他の相続人に納得してもらい予め遺留分を放棄してもらうこともできます。なお、生前の遺留分放棄は家庭裁判所の手続きが必要になります。

(2)後継者の納税資金の確保

株式や事業用不動産の相続では、相続税が高額になる可能性があります。このため、事業用資産の他に預貯金等の金融資産を加えたり、遺言者の生命保険金（保険金は受取人の固有財産となるため）を取得させるなどの対策も考える必要があります。

(3)その他2008年5月に公布、2009年3月1日施行された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく遺留分に関する民法の特例は、本来は経営権である自社株式を後継者に集中させることが望ましいところ、「遺留分」が制約となっていたものを解決するものとして創設された制度ですので、こちらも活用できるようになりました。（詳細はぶぎんレポートNo.114 2008年8-9月 経営セミナー「中堅・中小企業の事業承継対策」参照）

公正証書遺言作成例（図表3）

<p>平成21年第〇〇〇号 公正証書遺言</p> <p>本職は、遺言者武蔵野太郎の囑託により後記証人の立会いのもとに遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。</p> <p>第1条（長男武蔵野一郎に相続させる財産） 遺言者は、遺言者の所有する次の財産を遺言者の長男武蔵野一郎に相続させる。</p> <p>(1) 本社土地建物 ……さいたま市大宮区〇番の〇地番〇〇番宅地〇〇㎡ （土地の表示は公簿に従って記載） ……前記同所所在 家屋番号（以下土地建物の表示）</p> <p>(2) 〇〇株式会社の株式1000株のうち遺言者所有の900株</p> <p>(3) 銀行預金 武蔵野銀行〇〇支店 定期預金 口座番号 XXXX</p> <p>第2条（妻武蔵野花子に相続させる財産） 遺言者は遺言者の所有する次の財産を妻武蔵野花子に相続させる。</p> <p>(1) 現在居住中の自宅の土地建物 （以下略）</p> <p>(2) 現金全部</p> <p>(3) 銀行預金（詳細略）</p> <p>(4) 前記(1)記載の建物の内外にある動産全部</p> <p>第3条（次男武蔵野二郎と長女大宮みつ子に相続させる財産） 遺言者は遺言者の所有する次の財産を平等の割合で相続させる。 （詳細省略）</p> <p>第4条 遺言者の債務がある場合は、長男武蔵野一郎が負担すること。</p> <p>第5条 長男武蔵野一郎は母である武蔵野花子を終身扶養すること。</p> <p>第6条 遺言者は祭祀を主宰すべき者として長男武蔵野一郎を指定する。</p> <p>第7条（遺言執行者の指定） (1) 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、長男武蔵野一郎を指定する。 (2) 上記遺言執行者は、単独で、遺言執行に必要な一切の行為をする権限を有する。</p> <p>（付言事項） 後述のため省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">本 旨 外 要 件</p> <p>埼玉県さいたま市</p> <p>会社役員 遺言者 武蔵野太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>上記は、印鑑登録証明書の提出により人違いでないことを証明させた。 さいたま市中央区…… 証 人 〇〇〇〇</p> <p>さいたま市大宮区…… 証 人</p> <p>以上のおり読み聞かせたところ、一同その記載に誤りがないことを承認し、次に署名押印する。</p> <p>遺言者 武蔵野太郎 証 人 証 人</p> <p>この証書は、平成21年 月 日、本職役場において民法第969条第1号ないし第4号に定める方式に従って作成し、同条第5号に基づき本職が次に署名押印する。</p> <p>さいたま市 さいたま地方法務局所属 公証人</p> <p>遺言者武蔵野太郎の請求により、平成21年 月 日、正本1通を交付した。</p> <p>さいたま市 さいたま地方法務局所属 公証人</p>
---	---

4. 付言事項の重要性

遺言には、法的実効性を伴う「法定遺言事項」と法的な実効性はありませんが、家族や相続人、友人知人などに向けた“最期のメッセージ”として「付言事項」というものがあります。この付言事項を活用することで、遺言の実効性をさらに高められます。財産の決定のみの遺言書では社長個人の残された人たちへの「想い」は伝わりません。

例えば上記公正証書遺言の記載例の「付言事項」として以下のようなメッセージも考えられます。

私もこれまで何度かの立会を通して、遺言者の家族への想いに感動したことがあります。付言事項を追加することで、何故遺言書を作成したのか、この遺言書には自分のこれだけの想いが込められていること等、残された人達への感謝の想いが生の言葉で綴られていると、遺言された相続人は心情的に受け入れやすく、相続人間での遺留分の主張に基づく争いを防止する効果も期待できます。

付言事項の作成例（図表4）

私は自ら設立し、経営してきた〇〇株式会社を長男一郎に継いでもらいたいと切に願い、そのことを中心にこの遺言書を作成しました。本文の第1条で社屋や株式の90%など他の者より多くの財産を一郎に相続させることにしたのは、一郎に会社の経営権を与えることと、会社の安定経営を計るためです。その代りに一郎は私の債務の負担や一郎の母である花子を終身扶養することとしました。二郎とみつ子は大学を卒業するまで父親としての出来る限りの援助をし、二人とも独立し相応の生活ができています。当社を継ぐ者は一郎しかいないこと、当社事業の場合、財産を細分化したのでは、到底経営が成り立たないのは皆も理解しているとおりです。これまで一郎が当社のために尽くし、我々夫婦の老後の面倒も一身に引き受けてくれていたことも承知のとおりです。本遺言の趣旨をよくよく理解の上、会社存続のため遺留分を主張することなく、これからも互いに助け合い、末永く仲良く暮らすことを切に希望します。

一郎、二郎、みつ子、良い人生を本当にありがとう。そして花子、私がかこれまで心豊かで、充実した人生を送れたのは、あなたのおかげです。心から感謝します。最後にもう一度ありがとう。

5. おわりに —必ずしも万能ではない公正証書遺言—

以上、オーナー社長の遺言は公正証書遺言にするべきと述べてきましたが、会社存続のために後継者中心の内容に神経を注ぐあまり、前述の遺留分等に配慮せずに後継者のみに財産を集中させて、実際の事例では予想外の骨肉の争いになるケースも顕著になってきています。特定の相続人に遺贈する自由もありますが、その結果、遺言者の財産に依存又は期待していた家族は、法律上ある程度保護に値すべきものといえます。遺贈の自由よりも残された家族の生活を優先させる考え方から、裁判になった場合は、やはりこの点を考慮し、法定相続に近い形での判決になるケースも多いようです。従って公正証書遺言を作成してあるからと言っても法定相続とあまりにもかけ離れた内容では後々問題となりますので、注意が必要です。また一度作成した公正証書遺言も状況の変化や誤りがあった場合などはいつでも撤回や変更ができます。この場合、訂正のルールに従った形式にする必要があります。

ご参考までに、日本公証人連合会では、昭和64年1月1日以後公正証書で遺言をした嘱託人の氏名、生年月日、公正証書遺言作成年月日等（遺言の内容は含みません。）をデータベース化しています。これは、遺言をした嘱託人が亡くなられた後、相続人等の利害関係人から遺言の有無等について照会があった場合に、これに答えるもので、遺言の存在が相続人等に知られないまま終わるような事態を防止するためです。ただし、この場合は除籍謄本等によって遺言者が亡くなった事実及び問合せ人が法律上利害関係を有することを証明した場合に限り、遺言の有無と公正証書遺言を保存している公証役場を伝えることになっています。他の相続人の知らない間に相続手続きが実行されたような場合にも利用されており、ここから調停や裁判など「争族」に発展するケースも近年では増えています。

いずれにしても経営者の95%が誰かに事業を承継したいと希望している一方で、事業承継対策は進んでおらず、経営者の過半数は誰かに相談さえしていないという調査結果があります。ましてやご自身の遺言などは健康上の問題等生じない限り、後回しになってしまいます。そこで後顧の憂いなく“ハッピーリタイア”するために事業承継対策の一つに「遺言」について今から少しずつ考えられることを最後にお勧めします。 (完)

本レポートには個人的な見解も含まれていることを予めお断りいたしますとともに、疑義が生じた場合は必要に応じて個別に専門家にお尋ねください。

田幡 FP・行政書士事務所

〒338-0001 さいたま市中央区上落合2-3-2 ミオ新都心625号

TEL 048-851-5092 FAX 048-851-5093

E-mail eko-tabata@nifty.com

http://www.tabataoffice.com/